大学卒

試験実施日

7月10日(日

公宗日

5月2日(月)

札幌市·美幌町

管内町村職員採用資格令和5年度オホーツク

区北4条西6元

三井生命札幌共同ビル7階) どさんこ交流テラス 札幌学生職業セ 中央区北4条西5元 条西6 丁目 北海道

何卒ご理解い

ただきま

教育委員会生涯学習課 問い合わせ先

社会教育係 (中央公民館)

電話回線の不通について 19番を含むアナログ

76

(東京都千代田区有楽町2丁

工事作業時間内ス工事を実施しま 気にお 固定電話回線が不通 N T T 事作業時間内に 9番通報を含むアナロいて、一時的に消防。 交換機のメンテナン東日本が左記の時間 ます 一部の 世となり

試験実施日

月8日(日

願書配布期間

5月2日(月)

6月10日(金)

☆ 0 1 5 2 — 44 — 6 庶務係26番窓口

6 4

6月10日(金)消印有効5月2日(月)~

問い合わせ先

公宗日

日(金)

美幌町

令和4年度南ア

募集期間

少年交流事業の中止に 市・船橋市・津別町青

での時間帯のうち3分午前0時40分~1時 事日程 9番が繋がらない 5月20日(金) 場合 程度

試験申込書等の設置場所

金

·月 29 日

金

未について、令和な好を深めている青々

少年

交流

事

隔年で行き来して

:電話は除く)。

願書配布期間

7月29日(金)消印有

金)

|設置は公示日以降|

:役場並び

のに総合

感染症拡大の終息の見通しが市に津別町から訪問する年で業について、令和4年度は両

布

湧別分庁舎

(東藻琴・ 白滝)、

生田原

丸瀬

北見市役所、

北見市総合支

安全の確保が難し

た訪問交流を中止

交流する子どもたち

留辺蘂)

北7条西3丁目

長く続く交流事業と 訳ありませんが、

薬として大 、これから

ク町村会

・家族の皆さまには大変申楽しみにしていた子どもたることとしました。

楽

ることと

走市役所、 (常呂・端野・

> NTT東日本からの工事案内 してくださ してください。 携帯電話から

東日本ホ

から確認できます

co.jp/pstn/cons_hokkaido/ 問い合わせ先 回答式 https://www.ntt-east

町民植樹祭開催のお知らせ

町と網走南部森林管理署では、緑化や環境意識の高揚を目的に、町民植 樹祭を実施します。5月は、道制定の「植樹の日・育樹の日条例」による 植樹月間(5月第2土曜日は『植樹の日』)です。

なお、新型コロナウイルス対策としまして、参加される方は事前申し込 みが必要です。

時 5月8日(日) 午前9時集合

集合場所 役場正面玄関

交通手段 町のバス等を利用します。

持ち物等 植樹のできる服装(作業服、長靴、軍手)とスコップを持参ください。

申込方法 5月6日(金)までに、役場林政係に名前・住所・電話番号を告げ、申し込んでください 申し込みは電話でお願いします。

申し込み・問い合わせ先 産業振興課林政係 18番窓口 ☎ 77 - 8386

太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与 するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。 ※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、 または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等(新築のものに限る)を購入する方。ただし、 借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方 ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件(次の全てに適合するもの)
- ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を 締結できること ・発電出力が 10 k w未満の設備であること
- ・日本工業規格等で認められていること ・未使用であること(中古品は対象外です)
- ②補助金対象範囲
- ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、 保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

設置(購入)した太陽光発電システムの最大出力の値(kw表示とし、小数点以下第2位未満は 四捨五入)に1 k w 当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17 番窓口 ☎ 77 - 8387

木質ペレットストーブ購入補助費のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する 方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- ○津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会な どの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- ○町税を滞納していない方
- ○令和5年3月31日までに購入し、設置できる方
- ○ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニ ター調査に協力できる方

- ○申請様式は町ホームページからダウンロードできます。 http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/05guide
- ○補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレッ トストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助金の額

○ペレットストーブ(中古品を除く) 本体(設置費等を除く)の税抜き価格 の3分の2以内(千円未満は切り捨て) で、1台25万円を限度とします。

※ 補助を希望 される方は、 ペレットストー ブ購入前に補 助の申請手続 きを行ってく ださい。



問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17 番窓口 ☎ 77 - 8387

広報つべつ 2022年5月号